

令和6年1月16日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1 件
(うち石油ストーブ(開放式) 1 件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 11 件
(うち電動アシスト自転車 2 件、電話交換機 1 件、
延長コード 1 件、エアコン 1 件、線香(電池式) 1 件、
電気温水器 1 件、USBケーブル 1 件、照明器具 1 件、
プラズマテレビ 1 件、電気蓄熱式湯たんぽ 1 件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当 : 石田、首藤、庄田

電 話 : 03(3507)9204(直通)

URL : <https://www.caa.go.jp/>

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300887	令和6年1月1日	令和6年1月11日	石油ストーブ(開放式)	KS-GE67	株式会社トヨミ	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長野県	令和6年1月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300884	令和5年10月5日	令和6年1月11日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、ブレーキを掛けたところ、転倒し、頭部を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年12月25日
A202300885	令和3年9月14日	令和6年1月11日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、ブレーキを掛けたところ、転倒し、胸部を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年12月25日
A202300886	令和5年10月10日	令和6年1月11日	電話交換機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月11日
A202300888	令和6年1月 ※不明	令和6年1月11日	延長コード	火災	当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202300889	令和6年1月5日	令和6年1月11日	エアコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A202300890	令和5年3月1日	令和6年1月11日	線香(電池式)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和5年3月24日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年12月26日
A202300891	令和5年12月19日	令和6年1月12日	電気温水器	火災 軽傷1名	異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しており、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300892	令和5年11月8日	令和6年1月12日	USBケーブル	火災	当該製品を使用してタブレット端末を充電中、当該製品を溶融し、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	令和5年11月30日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月10日
A202300893	令和5年12月30日	令和6年1月12日	照明器具	火災	当該製品を点灯後、当該製品及び周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	茨城県	
A202300894	令和6年1月2日	令和6年1月12日	プラズマテレビ	火災	当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品を溶融する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A202300895	令和5年12月29日	令和6年1月12日	電気蓄熱式湯たんぽ	重傷1名	当該製品を蓄熱中、当該製品が破裂し、内容物がかかり、火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし